

平成29年2月23日
福祉部長決定

加古川市生活困窮者学習・生活支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱の規定に基づき、親から子への貧困の連鎖を防止し、子どもが将来への希望を持って就学・就労できるよう支援するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第2項第2号で規定された事業の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮世帯とは、法第3条第1項に規定する生活困窮者の属する世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯をいう。
- (2) 高校生とは、学校教育法における高等学校、高等専門学校、中高一貫校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。
- (3) 関係機関とは、学校園、教育委員会、子育てに関する担当部署及びその他市長が学習支援に必要と認める機関をいう。

(支援対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に居住する生活困窮世帯に属する者であつて、次の各号のいずれかに該当する子ども及びその保護者とする。（以下「対象者」という。）

- (1) 小学生又は中学生
- (2) 高校生
- (3) その他市長が学習・生活支援を必要と認める者

(支援内容)

第4条 本事業の支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象者の属する生活困窮世帯への訪問・現況の把握
- (2) 対象者に対する学習・進路等の相談・助言及び進路希望の調査
- (3) 対象者に対する生活・養育等の相談・助言
- (4) 関係機関との情報伝達及び情報交換
- (5) その他市長が必要と認める業務

(利用申込み)

第5条 事業の利用を希望する対象者世帯の保護者は、市長に学習・生活支援事業利用申込書兼同意書（様式第1号）により申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みにかかる対象者の世帯状況の確認を行い、当該対象者の事業の利用の適否を決定し、その結果を学習・生活支援事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知する。

（事業の実施方法）

第6条 本事業は、次の各号に掲げる取組等を実施する。

(1) アセスメント

学習支援員は、アセスメントにより、対象者が抱える課題の分析・把握を行ったうえで、支援の方向性を検討する。

(2) 支援計画

学習支援員は、支援目標及び支援内容を設定し、その支援計画を対象者に提示し、その同意を得るものとする。

(3) 支援の提供

学習支援員は、支援計画に基づき、関係機関と連携し、対象者の支援及び状況把握に努める。また、その経過を記録する。

(4) 支援の評価

学習支援員は、定期的に支援の評価を行い、必要に応じて支援計画の見直しを行う。

2 事業の実施にあたっては、必要に応じて関係機関と情報を共有し、連携するなど、対象者に対して早期かつ柔軟な支援を行う。

3 対象者が来所による相談が困難な場合は、自立相談支援機関又は関係機関の職員とともに訪問し、相談支援を行う。

（実施上の留意事項）

第7条 本事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 事業の実施にあたっては、国が定める「生活困窮者自立支援制度に関する手引き」を参照するものとする。

イ 本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

ウ 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。